

山口県教育委員会会議録

日時：平成30年11月21日

場所：山口県教育庁教育委員会室

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより平成30年11月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>なお、石本委員は所用のため欠席されていますので報告いたします。最初に本日の署名委員の指名を行います。佐野委員と小崎委員、よろしくお願いします。それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>議案第1号「平成30年度山口県一般会計補正予算（第5号）についての意見の申出」について御説明します。</p> <p>資料は、議案書2ページからになります。まず補正の概要について、6ページをお開きください。</p> <p>今回の補正は、「趣旨」にお示ししておりますように、近年の猛暑による児童生徒の健康被害の発生状況等を踏まえ、生徒が学校生活の大半を過ごす県立高等学校の普通教室において、空調設備の緊急整備を実施し、生徒の安全と健康を守り、夏期の学習環境を確保しようとするものです。</p> <p>対象は、空調設備が未設置となっている県立高等学校16校の、普通教室190室でございます。来年6月の供用開始を目指します。年度を越える工事を一括契約するために債務負担行為を設定し、今年度の年割分となる1億3,790万円を、このたび補正により計上するものです。</p> <p>この教育委員会関係補正予算に係る平成30年度山口県一般会計補正予算案につきまして、4ページにありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会に対して意見の照会がありました。</p> <p>これに対し、3ページのとおり、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づいて、教育長が臨時に代理をし、異存ない旨の意見を申し出ましたので、ここに御報告をし、承認いただきたくお諮り申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>高校の普通教室にエアコンの設置が行われることは、最近の暑さや、生活環境の変化から必要であり、適切だと感じます。</p> <p>内容を見ると、1教室当たりの金額が高額のように思いますが、この金額についての説明をお願いします。また、エアコンを設置すると維持のためにメンテナンスをしておかないと、長く機能できないかと思いますが、その辺りの対策や予算について考えられておられるのでしょうか。</p>

教育政策課長	<p>1点目は、整備費用についてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、今学校にある電気設備の状況ですとか、機器のグレード、能力、こういったものを勘案して選定をしております。一般的に業務用エアコンの場合は、むしろ、これよりも高い工事費がかかるということですが、今回は緊急仕様ということもありますし、工事期間の関係もありますので、必要な事務費を見積もって、200万円程度というのは妥当な金額だと認識をしております。</p> <p>2点目のメンテナンスにつきましては、当然ランニングコストがかかってまいります。これにつきましても、今般の予算、次年度以降の予算の中で捻出をするということで、全体を考えておりますので、その辺りについても充分考慮していきたいと考えています。</p>
中 田 委 員	<p>今回の対象は普通教室ということですがけれども、今年度、宇部工業高校を視察した際に、一番暑い時期に行ったというのもありまして、まだエアコンが設置されていないのかと思うような部屋が、実習室も普通教室にもありました。その辺りについて、学校からの要請はないのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>確かに特別教室についても、エアコンの設置というのは要望もありますけれども、今回に関しましては、まずは生徒の過ごす時間が一番長い普通教室を最優先するという方針で進めておりますので、まずはこちらへの整備ということです。特別教室については、その整備後に、実態等も踏まえて、検討していきたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>他によろしいでしょうか。</p>
小 崎 委 員	<p>月々の冷房費については学校が負担するんですか。</p>
教育政策課長	<p>冷房費については、公費で負担ということになりますので、学校運営費の中から支払うことになります。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。他にいかがでしょうか。</p>
佐 野 委 員	<p>何度になったら運転するとか、温度設定があるのででしょうか。</p>
教育政策課長	<p>具体的な運用については、これから検討していくところでございますけれども、温度設定等についても学校の意見を聴きながら考えていきたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
小 崎 委 員	<p>小中学校の整備状況はどうでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>小中学校については、まずは市町の方で整備をされると思いますが、この度、国の方で臨時特例交付金というのが創設されました。小</p>

	<p>中学校はこの特例交付金で3分の1の補助が使えるということになっており、さらに、残りの部分にも6割ぐらいの地方交付税措置があるということで、かなり手厚い財政措置がされております。これは今年1回限りの特例の交付金の措置がされたところです。</p> <p>県内の各市町でも、この交付金を使ってなるべく早い段階で整備をしようということで、申請をされている状況ですので、時期については各市町で状況が異なるとは思いますが、これから整備が進んでいくものと考えています。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認。</p>
教 育 長	<p>議案第1号を承認いたします。          続いて、議案第2号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第2号「損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出」について御説明いたします。          資料の10ページを御開きいただきたいと思います。          案件の概要についてでございますが、平成30年4月9日（月）県立防府商工高等学校敷地内のグラウンドにおいて、強風により防球ネットが倒れて駐車中の自動車に当たり、この自動車が損傷したことに對しまして、管理瑕疵による損害賠償の額を定めるものでございます。          同校では、学校行事の際はグラウンドを臨時駐車場として開放していますが、防球ネットが倒れたことはなく、また、強風が吹くことが予想されるときは事前に防球ネットを倒しておくなどの措置をしてきたところですが。          しかし、事故発生当日、強風注意報が発表されているなかで、事前に防球ネットを倒しておくなどの措置をとっていないことから、管理瑕疵がないとすることは困難であり、過失相殺を求めることはできないため、過失割合については、県側100%として、車両修理費35万6千303円を損害賠償額とするものです。          本件については、知事が地方自治法第180条第1項に基づく専決処分を行い、同条第2項の規定により議会に報告するに先立って、教育委員会への意見照会があったものでございまして、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して「異存ない」旨の意見を申し出ましたので、御報告の上、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第2号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
宮 部 委 員	<p>損害賠償については仕方ないと思いますが、学校の施設に対する保</p>

	<p>険について、移動性のある防球ネットは適用がないのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>個々の事情は把握しておりませんが、今回、損害賠償で支払うということは、この器具についての保険の適用はなかったということでございます。</p>
佐野委員	<p>年に1回ぐらい、このような損害賠償の事案がありますけれども、宮部委員が言われたような施設賠償責任保険について、それほどの高額ではないのではないかと思います。今回は車両で35万円程度ですけれども、人身だったとするとかなり賠償責任が高くなってくると思いますので、そういった施設賠償責任保険などの検討はされたことはないのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>申し訳ありません。現時点でこれについては承知をしておりませんでしたけれども、御指摘の御意見を踏まえて、今後、検討してみたいと思います。</p>
教育長	<p>他にいかがですか。議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全委員	<p>承認。</p>
教育長	<p>議案第2号を承認いたします。 続いて、議案第3号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教職員課長	<p>議案第3号「山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部改正」について、高校教育課所管の改正と併せて、御説明させていただきます。</p> <p>24ページの議案参考資料をお開きください。</p> <p>「1 改正の趣旨」でございますが、学校教育法及び同法施行規則の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。</p> <p>「2 改正の内容」でございますが、議案参考資料にお示ししているとおりです。</p> <p>本改正の「3 施行期日」につきましては、「平成31年4月1日」としております。</p> <p>また、ただし書きにございますように、(1)、(2)及び(4)の別記第1号様式の改正規定は、「公布の日」から施行することとしております。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただいま教職員課から議案第3号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>法改正に伴い所要の改正を行うというものでございますが、いかがでしょうか。議案第3号について、承認することとしてよろしいですか。</p>

全 委 員	承認。
教 育 長	議案第 3 号を承認いたします。 続いて報告事項に入ります。 報告事項 1 について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	<p>「平成 3 1 年度教職員人事異動方針」につきまして、資料 2 7 ページのとおり定めましたので、概要について御報告いたします。</p> <p>この人事異動方針は、平成 3 1 年度の人事異動を行うに当たっての県教委の基本方針を示したものです。</p> <p>まず、前文では、人事異動の基本的な考え方を示しています。</p> <p>記載しておりますように、本県の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」のためには、現在、特に重点的に取組を進めております、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進するとともに、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要です。</p> <p>このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全県的な視野に立って、適材を適所に配置していくこととしています。</p> <p>次に、「記」以下についてです。</p> <p>「1」ですが、教職員全体について、専門性や教職員構成等の観点から検討し、適切な配置を進めることとしています。</p> <p>「2」ですが、管理職の採用及び昇任について、多様な教職経験を有し、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現のために活力ある学校運営を行い、指導力を発揮できる人材を選任することとしています。</p> <p>さらに、女性管理職の採用・昇任に努めることとしています。</p> <p>「3」ですが、新規採用者について、近年採用者数が増加している状況も踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう計画的な配置を行うこととしています。</p> <p>最後の「4」ですが、地域間、学校間等における人事交流を積極的に推進していくことを示しています。</p> <p>こうした方針に基づき、人事異動を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、この異動方針は、1 1 月末に全ての公立学校の教職員に異動の希望調査票を配付するタイミングに合わせて、周知することとしています。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	ただいま教職員課から報告事項 1 について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
中 田 委 員	私が学校に通っていた頃は、農業、特に酪農といった専門的な科目の先生は、長く同じ学校にいらっしゃった記憶があります。

	<p>今回示された考え方だと、同一校勤務について、小・中学校では7年、県立では10年ということで、それ以上の場合は何か特殊な理由があれば、もっと長く勤務するということだと思います。その特殊な例について、どういうものがあるか教えていただけたらと思います。</p>
教職員課長	<p>今、お示しがありましたように、農業に関する学科等の専門教科の教員に関しましては、異動先の学校が限定されるとか、農業高校であっても特定の学科を置いている学校と置いていない学校がありますので、そういう場合は、この原則から外れることもございます。</p> <p>工業でも同じことが言えますし、水産については、専門学科が大津緑洋高校の水産校舎のみですので、このような場合は、お示しした方針とは異なって、長期の勤務もあり得るといった状況でございます。</p>
中田委員	<p>他に、例えば、児童生徒や保護者から、「この先生にずっといてほしい」というような要望があった場合は、原則から外れる理由にはならないのですか。</p>
教職員課長	<p>基本的に、異動を通して人材育成をしてまいりたいと考えておりますし、優れた力を持っておられる方が、他校でそれぞれの教育課題の解決のために尽力していただきたいということもございまして、基本的な考えをこの方針の中でお示ししているところでございます。</p>
中田委員	<p>部活動ではどうでしょうか。政策的に、特定のスポーツについて、特定の学校に良い指導者を置くなどといった理由ではいかがでしょうか。</p>
教職員課長	<p>競技の専門性も含めてのお話になろうかと思います。専門性の担保という視点で、その学校やその地域にしかない部活動である場合は原則から外れて、少し長く指導していただくという場合もございます。</p>
中田委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
教育長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教職員課長	<p>続きまして、「平成31年度山口県立学校職員（船員）採用候補者選考試験の実施」について、報告いたします。</p> <p>お手元の資料28、29ページを御覧ください。</p> <p>本年度は、大津緑洋高等学校の船員の選考試験を実施することとしております。</p> <p>実施要項につきましては、去る11月5日に発表するとともに、教育委員の皆様をはじめ、関係機関に送付し、県教育委員会のホームページにも掲載したところですが、ここでは概要を示した28、29ページの資料を用いて説明させていただきます。</p> <p>「選考職種」については、実習船海友丸の「通信長」と「司厨</p>

	<p>員」、「採用見込者数」は、それぞれ「1人」としております。</p> <p>「職務の概要」は、山口県、福岡県、長崎県が3県で共同運航している実習船「海友丸」の通信業務全般を行う通信長業務、船内における調理等を行う司厨員業務であります。</p> <p>「任期」については、平成31年4月1日から1年間とし、5年の範囲内で更新できるものであります。</p> <p>任期付きとした理由は、船員として求められる専門的な資格を有している人材を確保することは、全国的に厳しい状況であることから、年齢制限のない任期付での採用としたところ です。</p> <p>「受験資格」につきましては、資料にお示しした「ア」、「イ」のとおりです。</p> <p>この試験結果等をもとに、人物を重視した選考を行い、来年1月25日（金）に「採用候補者名簿登載予定者」を発表することとしております。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>共同実習船海友丸の通信長、司厨員の共に1名ずつの募集ということですが。</p>
中 田 委 員	<p>任期について、原則1年、5年までは更新可能ということで、どちらかという短いと思いますが、その方が応募者は多いだろうという考えなのでしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>任期付きとしたことにつきましては、これまでの状況を踏まえ、人材の確保がより円滑にいくだろうということで、お示しした形をとらせていただいております。</p>
古 西 理 事	<p>若い方に受験いただいて最後まで務めていただけたら、われわれとしても非常にありがたいのですが、船の仕事というのは、日本全国で人材が不足しております。お示しした任期にしているのは、ひとつは、定年で退職された方で、「1年くらいだったらやってみようか」という方も拒まないということも含めて採用の幅を広げている、そういう意味で御理解いただけたらと思います。</p>
宮 部 委 員	<p>有期の任用にすると、いつまでたっても若者は入りづらい状況だと思います。なかなか若者が定着しないという理由もここで見て取れるかなと思います。</p> <p>応募者はどのくらいいらっしゃいますか。</p>
教 職 員 課 長	<p>昨年度、通信長を募集した際につきましては、募集はしましたけども、応募がございませんでした。それで止むを得ず、雇用している方に1年間の延長を打診して、働いていただいたという現状でございます。</p>

教 育 長	海の上の仕事ですから、高齢になると難しい部分もあると思います。他にいかがでしょうか。
小 崎 委 員	海友丸は、どれくらいの期間、実習予定なのでしょうか。
教 職 員 課 長	<p>海友丸は3県合同で運行しておりますが、今年度は全体の運行日数が221日でございます。そのうち、山口県の運航日数は72日となっております。</p> <p>72日のうち、マグロの延縄などを行う遠洋航海が55日、沿岸の多目的航海が8日間、その他体験航海が9日間といった内訳となっております。</p> <p>なお、通信長及び司厨員については、3県による共同運航に当たって本県が確保すべき人材として割り当てられているため、これらの人員については、山口県の運行日数である72日に限らず、221日間は乗船をされているというような状況です。</p>
小 崎 委 員	船に乗っていない期間は、この方々は何をされているんですか。
教 職 員 課 長	航海中は週休日にかかわらず勤務をしていますし、停泊中であっても勤務が割り振られている日があります。こうしたことから、船に乗っていない期間は、基本的に勤務を割り振られていない日になっています。
佐 野 委 員	ちなみにこの方々は、だいたい年収的にはどれくらいなのでしょうか。
教 職 員 課 長	<p>それぞれの経歴等によって給料は違いますが、まず、通信長について、募集要項では、参考として平成30年4月1日時点で、大卒後、経験5年で初任給が29万4,580円とお示ししております。</p> <p>また、司厨員につきましては、高等学校卒業後、経験5年の方で初任給としては20万2000円という形でお示ししております。</p> <p>いずれにしても、年収等につきましては、そのそれぞれの方のキャリアによって異なってまいりますので、募集の際には初任給のひとつの例というような形でお示ししているところでございます。</p>
教 育 長	<p>他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、報告事項2については、以上のおりとします。</p> <p>続いて、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>平成31年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について、御報告いたします。資料の30ページから34ページにかけて、公立高等学校及び県立特別支援学校高等部の入学者選抜実施要領の概要についてまとめたものをお示ししておりますので、これをもとに御説明いたします。</p> <p>まず、資料30ページを御覧ください。</p>



	<p>本実施要領は、7月10日に発表しました入学者選抜の実施大綱に基づき、入学志願に係る手続等の詳細を定めたものであり、去る10月26日に発表したところでございます。</p> <p>資料30ページ中程にありますように、公立高等学校入学者選抜の第一次募集における学力検査は3月7日に実施いたします。なお、次のページの「(6) 面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査」にありますように、平成31年度の入学者選抜から、学校指定教科検査については、教科を区切って実施し、検査時間は1教科15分、教科間に検査問題回収・配付のための時間を10分間設けることとしています。</p> <p>次に、「3 推薦入学」についてですが、面接等は2月7日に実施いたします。</p> <p>実施方法については大きな変更はございません。</p> <p>資料32ページを御覧ください。</p> <p>来春開校します、多部制定時制課程である下関双葉高等学校の募集開始に伴い、新たに「4 下関双葉高等学校特別入学者選抜」を実施いたします。面接等は2月7日としています。</p> <p>「5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜」及び資料33ページの「6 二次募集」については、日程以外に変更はございません。</p> <p>最後に、資料34ページを御覧ください。</p> <p>ここには、県立特別支援学校高等部の実施要領について、主な内容をお示ししております。中程にあるように、3月4日に検査を実施いたします。</p> <p>なお、平成31年度入学者選抜が遺漏なく行われますよう、先般11月12日に、中学校及び高等学校等の関係者を対象とした、本実施要領に関する説明会を行い、記載内容の周知を図ったところであります。今後とも、入学者選抜の公平かつ適正な実施に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>簡単ではありますが、以上、公立高等学校等入学者選抜実施要領についての報告を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>以前にちょっとお聞きしたことがあるんですけども、インフルエンザなど、止むを得ない事情の場合、ここには書いていないですけど、別枠で対応されるということだったと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>まず、当日に体調不良で試験は受けられそうだけれども、他の受験生への感染が危惧されるような場合には、別室を用意して別室受験という形で行っています。</p> <p>また、当日会場に来られないという場合には、学力検査に変わるものとして中学校の時の成績表や、必要な資料を提出していただいて選抜するという形で対応をしております。</p>

教 育 長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、報告事項4について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>10月25日に「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に係る本県の状況を発表いたしましたので、その概要について御説明いたします。</p> <p>発表項目は、暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学です。</p> <p>なお、お示ししている本県のデータには、公立のものと、国公立の合計のものがありますが、これから説明する内容は公立学校のものとなりますので御留意ください。</p> <p>配付資料36ページを御覧ください。</p> <p>まず、「(1)暴力行為」です。山口県における発生件数は505件で、平成28年度に比べ5件増加しました。児童生徒千人当たりの発生件数は4.0件であり、平成28年度と比べて0.1件増加しておりますが、5年連続で全国平均を下回りました。発生した学校は全学校の34.8%と、前年度より0.5ポイントの増加となっております。</p> <p>平成29年度、発生件数が10件を超える学校が7校あり、その7校の発生件数が、全学校の暴力行為全体の22.8%を占めております。</p> <p>次に、「(2)いじめ」についてです。公立学校全体のいじめの認知件数は3,024件と、平成28年度に比べ149件増加しております。いじめの認知件数の増加については、26年度の見直し調査以降、各学校においていじめを幅広く捉えており、児童生徒間トラブルについても、いじめの定義に沿って適切に判断された結果と肯定的に捉えております。</p> <p>校種別では、小学校が2,087件と最も多く、全体の69.0%を占めております。学年別では中学1年生が最も多く、いわゆる「中1ギャップ」の傾向がみられ、思春期特有の繊細な心理や新しい集団でのトラブル等を反映していると考えております。また、小学生では2年生から6年生まで、ほぼ同様の認知件数となっております。</p> <p>いじめの態様については、それぞれの校種で「冷やかす・からかい等」が最も多く全体の52.1%を占め、2番目に多い態様は、小学校では「軽くぶつかる・叩く、ける」、中学校では「嫌なことや恥ずかしいことをされる」、高等学校では「仲間はずれ・集団による無視」の順となっております。</p> <p>次に、小中学校の不登校についてです。37ページを御覧ください。不登校児童生徒数は、1,286人と、平成28年度に比べて106人の増加となっており、児童生徒数千人当たりの不登校児童生徒数は12.6人といずれも増加しましたが、全国と比べ、低い水準となっております。</p> <p>校種別では、小学校は51人の増加、中学校は55人の増加となっており、小学校は6年連続、中学校は3年連続の増加となりました。</p>

不登校児童生徒のうち、指導により年度内に学校に登校できるようになった児童生徒は26.4%であり、いったん不登校状態になると、なかなか学校復帰が難しい状況にあります。

小学校の不登校の要因は、「『無気力』の傾向がある」「『不安』の傾向がある」で全体の72.3%を占めております。「『無気力』の傾向がある」不登校児童については、この理由として「家庭に係る状況」「学業の不振」が多く、「『不安』の傾向がある」不登校児童については、この理由として「家庭に係る状況」が多くなっております。

中学校の不登校の要因は、「『無気力』の傾向がある」「『不安』の傾向がある」で全体の62.5%を占めております。「『無気力』の傾向がある」不登校生徒については、この理由として「家庭に係る状況」「学業の不振」が多く、「『不安』の傾向がある」不登校生徒については、この理由として「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多くなっております。

次に、高等学校の不登校についてです。38ページを御覧ください。

不登校生徒数は106人と、平成28年度より4人の増加となっておりますが、出現率は全国数値を大きく下回っております。

不登校の要因は、「『不安』の傾向がある」「『無気力』の傾向がある」で全体の65.1%を占めております。「『不安』の傾向がある」不登校生徒については、この理由として「学校及び家庭に係るものではない」「学業の不振」が多く、「『無気力』の傾向がある」不登校生徒については、この理由として「家庭に係る状況」、「進路に係る不安」が多くなっております。

次に、「(4)中途退学」についてです。公立高校の中途退学者は、120人と、前年度に比べ15人減少となっており、平成28年度同様、中途退学率は全国数値を大きく下回っております。

中途退学の理由としては、「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適應」となっております。

「(5)生徒指導上の諸課題の解決に向けた主な取組」をお示ししております。児童生徒の問題行動や不登校等については、全体として全国水準より下回っており、これまで、心の教育の推進、組織的な対応、家庭・地域との連携などの取組を進めてきた成果と考えておりますが、増加傾向にある小学校の「暴力行為」、小・中学校の「不登校」、「いじめ問題への対応」については、生徒指導上の重点的に取り組むべき課題と捉えております。

今後とも、市町教育委員会をはじめ、関係機関との連携・協力の下、研修等による教職員の資質向上や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家を活用した相談体制の充実などにより、生徒指導上の諸課題の解決に向けた取組を進めてまいります。

教 育 長

ただいま学校安全・体育課から報告事項3について説明がございましたが、御意見、御質問はありますか。

佐野委員	<p>学校ごとにスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの配置をされていらっしゃると思うんですけども、何か効果的な成果というのは出てきているのでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>数値ではなかなかお示しできませんが、学校からいただいている意見としては、「専門家が学校や家庭の中に入っていただくことによって、早期の解決に繋がっている。」というような報告をいただいているところです。</p>
佐野委員	<p>かなり配置が進んできていると思いますから、これまで以上に良い環境をつくっていただければなと思います。</p> <p>また、全体的に全国平均よりも低い発現率でよく取り組んでおられるなと思いますが、県別でみると、発現率が非常に高い県があって、順位でいうと中位くらいということで、更に頑張っていただきたいと思います。</p>
学校安全・体育課長	<p>御意見のありました、いじめの認知の件数、認知率については、国の前年度の調査で、認知率の高い所と低い所の差が1.9倍、今年度で1.2倍となっています。下がってきてはいるんですが、まだ1.0倍以上の開きがあるということで、認知については、まだまだ積極的に認知をすべきだという認識です。</p> <p>本県におきましても、市町教委、小中学校についての差がまだ見られると思っておりますし、重大なトラブルに発展させないためにも、早期にいじめなり、トラブルを学校が捉えて、組織的に対応することが早期解決に繋がるものと思っております。認知件数が増えたことは肯定的な捉えというような御説明をさせていただきましたが、今後もこのいじめの認知については、学校間あるいは先生方に格差がないように、しっかりと積極的な認知について、市町教委と連携しながら進めてまいりたいと思っております。</p>
佐野委員	<p>ありがとうございます。よく取り組んでおられるとは思っていますが、中学校の不登校を見ると、1,000人辺り33名ということで、30名に1人、つまりは35名クラスに1人は不登校で学級に来られない生徒がいるという数値です。これは、結構残念な数字であると思いますので、これからもしっかりとした対応をお願いします。</p>
教 育 長	<p>はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
中 田 委 員	<p>「暴力行為」と「いじめ」については、積極的に認知をするようになってきているということで、いい傾向だとは思いますが、実際、現場でこれだけの事例が出ていて、軽度なものと重度なものを同じように扱うというのはなかなか難しいと思います。</p> <p>そうした時に、重大な事案とそうでない事案というのをいくつかグループ分けして、重大事案についてはたくさん時間、人材を投入して対応していくということにならざるを得ないと思うんですけども、その辺りの分類みたいなものをされているのか、そしてその分類</p>

<p>学校安全・体育課長</p>	<p>ごとに対処方法が違うのかということを知りたいんですけど。</p> <p>県教委が、いじめの認知については段階的な捉えとしてお示ししております。学校の対応は、基本的には、いじめを認知することについては積極的にやるということと、早期に、軽微なうちに対応するところがありますので、その後の対応については、管理職等の「報・連・相」も含めて、組織としてどういう対応をするのか、その方針を管理職にリーダーシップを発揮していただきながら、スクールカウンセラー、場合によってはスクールソーシャルワーカーの方に入ってきて、限りある力をしっかりと注力していくということが必要だというふうに思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>39ページの最後の「ウ」のところで、「学校・家庭・地域が連携した体制づくり」とありますが、私自身が実際に、学校運営協議会とか地域協育ネットとかに関わらせてもらっている中で、なかなか学校の課題、抱えている問題というのが見えてこないように感じます。</p> <p>学校運営協議会は、学校の課題を解決するための委員会でもあると思ってるんですけども、「今、学校で何を悩んでいるのか」とか、「どういう状況なのか」というのが見えない状況です。</p> <p>こちら側としては、「何かの役に立ちたい」という思いの方がたくさんいらっしゃるんですけども、学校側がそういうところを公開しないので、お互いが歩み寄ることがなかなかできないように感じています。</p> <p>ここに、「体制づくりの推進」とあるんですけども、例えば県の方から、各学校に投げかけることはあるのでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>学校の中では「いじめ対策委員会」等もありますし、それに向けて外部の方に入ってきていただく会議もありますので、現状として、いじめの認知のことや課題のある対応について御意見をいただくという機会もあるかと思えます。</p> <p>山口県はコミュニティ・スクール設置率100%という強みを活かした内容の充実を図るという視点で、今回はたまたま生徒指導という切り口でありますけれども、しっかりと管理職にリーダーシップを発揮していただき、学校だけで解決が難しい問題については、地域の方の御協力をいただきながら、関係課とも協力しながら周知をしていきたいと思っております。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>そういうことをされている学校で、子ども達にいい効果があったとか、不登校が減ったとか、そういう事例というのはあるのでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>国の事業の委託を受けて、そういった地域連携の取組等で効果を上げたという事例もありますので、そういった好事例の紹介は、担当者会議等でもしっかりと周知をしていきたいと考えております。</p>

松田審議監	<p>御意見ありがとうございます。学校運営協議会の充実というのは本当に全県の課題というふうに県教委としても捉えております。</p> <p>コミュニティ・スクールになって何が変わったか、というところで、やはり一番変わったのは学校運営協議会があるというところだと思います。それまで学校だけでいろいろなことを考えて決めてやってきました。</p> <p>学校運営協議会があるということは、そこに課題を出して、委員の方々に御意見をいただきながら、地域の方と、保護者の方と一緒に解決を図っていくというのが、本来のコミュニティ・スクールの姿でございますので、今の生徒指導上の課題も含め、すべてのコミュニティ・スクールが課題をしっかりと開いて、充実した学校運営協議会となるように市町教委にも御協力いただきながら働きかけていきたいと思っております。</p>
古西理事	<p>県立高校で、まだ導入していないところも実際あって、正直なところ、管理職によってコミュニティ・スクールの考え方に温度差があるというのが現状です。</p> <p>校長会、教頭会等の機会を捉えて、私の方から管理職にお願いしているのは、「学校の困っている事柄をきちんと伝えられる学校運営協議会であって欲しい」ということです。小崎委員が初めに言われたところですが、しっかり伝えているところです。</p> <p>コミュニティ・スクールというと、まず、地域連携がイメージされるんですけども、それも一つの手法ではありますが、学校の課題解決、高校の場合は地域の課題解決という視点もあると思いますけれども、そういうところをどうしていくかということが重要ではないかと思っております。</p> <p>その出発点となるのが、やはり「学校がこういうところで困っています」というところを、しっかりとその運営協議会で伝えて、地域の方の意見をいただくということにあると思っておりますから、今後もそこは徹底して、管理職に周知をしていきたいと思っております。</p>
松田審議監	<p>付け加えて、どこかの事例がないかという御意見がございました。ひとつだけ。明日、萩で行います「地域連携教育推進フォーラム」におきまして、実践発表をさせていただきます宇部市立上宇部中学校は、生徒指導上のいろいろな課題が蓄積しておりました学校でございますが、学校運営協議会を通じたコミュニティ・スクールの取組によりまして大きく変わってきたという学校の様子を見ていただくことになっていきますので、よろしくお願ひします。</p>
教 育 長	<p>理事と審議監が口を揃えて申しましたけれども、コミュニティ・スクールについて、やはり設置率が小中学校で100%になったということで、よく目立ったり、画になったりするのには、学校の子供も達が地域に出向いて行って、いろいろなボランティアとかお祭りを手伝うなど、地域貢献の側面だと思います。そういうことで、その取組に走りがちなんですけれども、もちろんそれも必要なことですが、学校が</p>

社会教育・文化財課長

地域に出て貢献するだけでは、学校はどんどん忙しくなっていくだけで、本当に先生方も生徒も疲れ果ててしまいます。逆に、地域の方に学校を助けていただくということで、学校運営をどうやっていくかということ、学校の先生だけではなく、地域の方達の知恵をいただきながら、運営をしていくこと、これが基本的な考え方だと思っています。そこを踏み外すと、コミュニティ・スクールを設置したけど、業務が増えるばかりで学校にメリットがないということになってしまいかねないと思います。

地域の皆さんに学校運営を助けていただいて、学校運営の質の向上も併せて取り組んでいきたいと思っておりますので、そういった面もしっかりPRしていくために、また御協力をお願いしたいと思います。

他に、ございませんか。

それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。

続いて、協議事項に入ります。

協議事項1について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。

「山口県子ども読書活動推進計画第4次計画素案」につきまして、お手元の資料46ページにより、御説明いたします。

まず、計画策定の趣旨についてです。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、都道府県は子どもの読書活動の推進施策に関する計画の策定に努めることとされており、本県では、これまで国の計画にあわせ3次にわたる改定を重ねてきたところです。

このたびの第4次計画は、本年4月に国において新たな基本計画が策定されたことを受け、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、本県における子どもの読書活動をより一層推進するために策定するものです。

策定にあたりましては、学識経験者あるいは学校関係者などで構成しております「子ども読書活動推進協議会」の御意見をいただきながら作成をしているところでございます。

計画期間については「山口県教育振興基本計画」との整合を図り、2018年度～2022年度の5年間としています。

続いて、今回の計画策定に当たり検証を行った第3次計画期間中の取組の課題についてです。

家庭においては、保護者の意識啓発や家庭への情報提供を課題としております。

地域においては、市町における計画の策定や改定、読書ボランティアの充実等、学校においては、発達の段階ごとの特徴を意識した取組や司書教諭有資格者の配置等が課題となっています。

次に資料47ページの計画の構成についてです。

このたびの改定においては、基本方針を3つとし、その方針ごとに取組を再整理したほか、家庭・地域・学校といった取組の主体ごとに、その役割を明記したところです。

具体的には、資料48ページ「5 基本方針」にありますように、

国の計画における基本的方針も参酌し、「Ⅰ．県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進」、「Ⅱ．子どもの読書活動を支える人材の育成」、「Ⅲ．普及啓発活動」の3つを方針としたものであります。

続いて、「6 子ども読書活動推進のための方策」についてですが、「家庭における取組」として、新たに家読（うちどく）の促進や読書活動に資する情報提供、ブックスタートの普及等の支援を推進することとしています。

次に、「地域における取組」では、公立図書館における図書館資料の充実・提供や読書に親しむ機会の提供、学校、幼稚園・保育所等への支援等を促すこととしています。

次に「学校等における取組」についてです。

まず、幼稚園や保育所、認定こども園においては、子どもが本とふれあうきっかけづくりを促進することとしています。

また、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等においては、発達の段階に応じた自主的・対話的な読書活動の推進等の読書指導の充実や学校図書館の整備・充実、「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを活かした民間読書ボランティア団体等との連携、特別な支援を必要とする子どもの読書活動等を推進することとしています。

続いて、資料49ページの「子どもの読書活動を支える人材の育成」では、司書や司書教諭、学校司書の配置の促進や、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上を図るほか、民間読書ボランティア団体のネットワーク化や研修機会の提供を進めることとしております。

次に、「普及啓発活動」については、保護者に対する読書の重要性等の普及啓発や優れた活動に対する表彰等について記載しております。

続いて、「山口県子ども読書支援センターにおける取組」については、様々な関係者に対する資料・情報提供の充実や研修・講師派遣による人材の育成、公立図書館や学校、民間読書ボランティア団体等の連携促進に取り組むこととしております。

なお、これらの方策を推進するにあたり、7つの努力目標を設定し、その進捗状況をチェックしながら計画全体の推進を図ってまいります。

最後に、今後のスケジュールですが、本日の協議を踏まえ、必要な修正を加え、パブリック・コメントを行った後、来年2月の教育委員会会議で最終案について御審議いただく予定です。

教 育 長

ただいま、社会教育・文化財課から協議事項1について説明がありました。御意見、御質問はありますか。

中 田 委 員

子どもの中でも、読書が好きで習慣になっている人と、まったく習慣のない人で、極端に分かれるのではないかと思います。

読書の習慣がほとんどないという子どもに本を読む習慣をつけるというところが課題だと思いますけれども、家庭でお父さんお母さんが本を読む習慣があるような家庭だと、子どももそれにならって興味を示すという傾向が強いと思います。

そういう家庭ではない場合、どこで本のおもしろさを知っていた



<p>義務教育課長</p>	<p>くかという、やはり学校ではないかと考えます。私が小さい時は、給食を早く食べ終わった先生が、本を読んでもらったり、あるいは学校全体の放送を利用して、子どもが本を交替で読んだりとか、そのような取組があったように思います。</p> <p>おそらく今でもそのような取組をやられているとは思いますが、小学校、中学校ではどのような状況でしょうか。</p> <p>御質問のあった、小中学校での読書活動の推進ということでございますけれども、例えば、読み聞かせでありますとか、全校体制で朝などに読書をする時間を設定するという取組は、ほとんどの学校で行われております。</p> <p>資料49ページの「7 努力目標」の中の「(4) 全校体制の読書活動を行っている学校の割合」というところで、小学校は97.6%、中学校は87.8%で、そのような活動を行っております。もちろん、目標としては100%にしていくということですが、読書ボランティアの方に学校に来ていただいて、朝の時間に読み聞かせをしていただくなどの活動も、かなりの学校で行われるようになってきておりますので、今後も推進してまいりたいと思います。</p>
<p>中 田 委 員</p>	<p>それを聞いて安心しました。最近では、そういうことがなかなか行われにくい環境にあるのかとも思っていたもので。本のおもしろさがあると、幅広い知識を取り入れることができますから、非常にいいことではないかと思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。読書よりもスマートフォンを使用することが、学年が上がるにつれて増えてくるということもあると思います。</p> <p>学校によっては、生徒会で自主規制ということで、何時以降になったらスマホを使用しないとか、そういう申し合わせをつくっている学校もあるんですけれども、なんとかもう少し本を読んで欲しいなと思います。</p>
<p>中 田 委 員</p>	<p>本を好きになれば、特に言わなくても自然に読むと思いますけど、なかなか習慣になるところまでいく人がそんなに多くないということですね。</p> <p>中学校にしても高校にしても受験があるので、やはり、落ち着いて読書をする習慣づくりには小学校が一番いいと思います。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>今、スマートフォンの話が出ましたけれども、今の子どもはそういうもので手軽に情報を検索するというのが習慣になってきているのではないかと思います。そうすると自分の欲しい情報とか、気に入った情報だけを取り込んでしまって、偏った情報への接し方が身に付くのではないかと心配しております。</p> <p>別冊資料の11ページに「発達の段階を意識した読書活動の推進」ということで書かれているんですけれども、こういったものをきちんと経験してもらいたいという感じを持っております。本に書かれている内容には、膨大な知識や経験、思考が含まれていると思うので、そ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>こに興味をもって、そういったものをしっかり取り込んで成長して欲しいと感じております。</p> <p>できれば、こういう活動に関わる方には、子ども達に、本から得られるものが、インターネットに比べてこういうところにあるんだといったところをしっかりと言葉で説明してあげて伝えて欲しいと思います。</p>
<p>宮 部 委 員</p>	<p>ありがとうございます。他にいかがですか。</p> <p>話は出ていますが、やはり習慣づけるということで、低学年の時にきっかけづくりをしてあげることが大事だと思います。本を読むことはいいことだよということをまず頭に入れること、手段はいろいろあると思います。</p> <p>私自身の感じだと、なかなかそういうきっかけがなかったもので、大人になってからでは間に合わなくなっておまして、やはり低学年のころから本に接していく必要があると思います。</p>
<p>教 育 長</p> <p>小 崎 委 員</p>	<p>ありがとうございます。他にいかがですか。</p> <p>きっかけづくりのひとつとして、メディアの活用はどうでしょうか。先日、「教育県民大会」に参加させていただいた時に、少し話は変わりますけれども、知事が妊婦体験をされている動画やサイクリング県の動画を、初めて見ました。サイクリングの動画を見て、「自転車乗りたいな」と思いました。そういう動画を制作して、誰でも見られるようなテレビのCMなどを活用してみたり、そういう中で知事のお勧めする本とかを紹介したりするとおもしろいと思いました。</p> <p>一生に一冊でもいいので、「この本があったから私はこうなった」とか、そういう心に残る本をつくってあげられるような、そういう環境づくり、きっかけづくりをしてあげたいなと思います。</p>
<p>社会教育・文化財課長</p>	<p>御意見ありがとうございます。なかなかメディアを活用するとなると予算がかかることではありますが、御意見も踏まえて検討していきたいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。他によろしいでしょうか。</p> <p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は12月20日（木）午後2時からでございます。よろしく願いいたします</p>